

「新型インフルエンザ等対策業務計画」の要旨

1 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

ア 政府想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、安全の確保を最優先に旅客の運送を適切に実施する。

イ 必要な人員を確保し、新型インフルエンザ等対策業務を実施する。

(2) 感染対策の検討・実施

ア お客様に対してマスクの着用や咳エチケット等、感染防止への協力、呼びかけに努めるものとする。

イ 従業員への感染防止対策として、マスク着用や咳エチケットの徹底及び、アルコール消毒剤の設置等、必要な対策に努めるものとする。

2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

政府対策本部、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、新型インフルエンザ等対策業務としての弊社の対応等について協議するため、新型インフルエンザ等対策本部（対策本部長：社長）を設置する。

(2) 情報収集・共有体制

平素から、国内外の新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症への対応状況や医療体制等に関する情報について、国等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に従業員に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携

平時から、新型インフルエンザ等対策業務を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

3 その他

(1) 教育・訓練

ア 平素から正しい知識を習得し、従業員へ周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるよう訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するように努めるものとする。

イ 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

(2) 計画の見直し

ア 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更する。

イ 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聞く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。